

運営審議委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第40条第5項の規定に基づき、運営審議委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会の構成は、以下のとおりとする。

- 1 加入第1種金融商品取引業者等（苦情解決支援とあっせんに関する業務規程第2条第22号に規定する加入第1種金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の役職員8人以内
- 2 自主規制団体（定款第3条第10号に規定する自主規制団体をいう。以下同じ。）の役職員又は学識経験者 9人以内

(委員)

第3条 委員は、理事会の同意を得て、理事長がこれを選任する。

- 2 委員の数は、17人以内とする。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときは、その後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人又は若干人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て、理事長がこれを選任する。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、理事会の諮問事項について理事会に報告し又は意見を述べる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を

開き議決を行うことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 委員は、1個の議決権を有する。
- 3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事の場合は、その審議に参加することができない。
- 4 一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。

(書面等による委員会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

- 2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

- 2 前条第1項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(小委員会)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、理事会の同意を得て小委員会を置き、その審議事項の一部を分担させることができる。

- 2 小委員会の委員は、委員会の委員長が、委員会の委員、加入第1種金融商品取引業者等の役職員、自主規制団体の役職員又は学識経験者のうちから指名する。
- 3 小委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ委員会の委員長及び副委員長がこれにあたる。
- 4 第4条第3項及び第4項並びに第5条から前条までの規定は、小委員会について準用する。この場合、これらの規定中、「理事会」とあるのは「委員会」と、「諮問事項」とあるのは「審議分担事項」と、「委員会」とあるのは「小委員会」と、それぞれ読み替える。

(議事細則)

第11条 委員会は、議事手続その他委員会の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

付 則（平成 21 年 10 月 16 日）

- 1 この規則は、平成 21 年 10 月 16 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に選任される委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 22 年 6 月 30 日までとする。

付 則（平成 23 年 8 月 3 日）

- 1 この改正は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。
- 2 この改正の施行後最初に選任される委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 24 年 6 月 30 日までとする。